

2018年(平成30年)11月21日

〒583-0026

大阪府藤井寺市春日丘3丁目12-1

阪南理美容株式会社

代表取締役 濱屋 勉 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL: <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕すずらん法律事務所

弁護士 北村 拓也

TEL 078-382-0724 FAX 078-382-0725

申 入 書

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット(以下「当法人」といいます。)は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年(平成20年)5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です。

この度、当法人において、貴社が運営する理美容店「プラーージュ」が消費者に交付している「ヘアカラーメンバーズカード」を確認したところ、その裏面に、施術による頭皮や皮膚のかぶれ等の異常が発生しても全て自己責任とし、一切の請求を行わないことを誓約する旨の事業者の責任を全部免責する条項が見受けられました(別紙のとおり)。

このような条項は、消費者契約法第8条第1項第1号、同第2号、同第3号及び同第4号に違反すると考えますので、貴社のメンバーズカードや利用規約等からそのような文言を削除していただきますよう、申入れをいたします。

貴社のご回答は、本書面の到達後1か月以内に文書にていただくようお願い申し

上げます。

なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、すべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

(別紙)

仮に施術により貴社が使用する薬剤で頭皮や皮膚がかぶれたり、何らかの異常が発生したとしても、全て自己責任として、貴社及び貴社従業員に対し、裁判上又は裁判外を問わず一切の異議申立て、訴訟提訴、その他各目の如何を問わず何らの請求を行わないことを誓約いたします。